

○追手門学院中・高等学校PTA慶弔規程（内規）

この規程はPTA会員の親睦和合ならびに相互扶助の精神に基づいてPTA本来の目的に寄与せんとするものである。

第1条 会員に慶祝事項のあった場合には次の通り定める。

- （１）会員および生徒に特別な慶祝事項があり実行委員会において適当と承認された場合には、金１０，０００円以上またはこれに相当する物品を贈ることができる。
- （２）教職員が結婚された場合には金１０，０００円を贈る。

第2条 会員およびその家族に不幸のあった場合には次の通り定める。

- （１）会員が死去された場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金１０，０００円を供え、役員および当該学級の委員が会葬する。
- （２）会員の子で本校に在学する生徒が死去した場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金１０，０００円を供え、役員および当該学級の委員が会葬する。
- （３）会員の同居家族（父母子女）が死亡された場合には、柩一對および金５，０００円を供え当該学級委員がPTAを代表して会葬する。
- （４）本校の生徒が不慮の災害のための疾病もしくは負傷の場合、実行委員会においてその必要ありと認められた時には見舞品（５，０００円以上）を贈ることができる。
- （５）教職員が死去された場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金１０，０００円（専任の教職員以外は５，０００円）を供え、役員および委員ならびに会員が会葬する。
- （６）教職員の父母子女が死亡された場合には柩一對及び金５，０００円（専任の教職員以外は３，０００円）を供え、役員および当該学級の委員が会葬する。
- （７）教職員が疾病負傷のため１ヶ月以上欠勤した場合、金１０，０００円相当の見舞品を贈ることができる。
- （８）会員中において不慮の災害にあった場合には実行委員会にはかり、見舞金又は見舞品を実行委員会の決定に基づいて贈ることができる。

第3条 その他適当と認めた場合には実行委員会の決定に基づいて適宜の処置をとる。

第4条 この内規の改正は、追手門学院中・高等学校PTA規約に準ずる。

附 則

- １ 本規程は昭和５４年４月１日より改正施行する。

- 2 本規程適用に際し兄弟関係のある場合には原則として上級学校がその手続きをするものとする。
- 3 本規程を実施するのに要する経費はP T Aの慶弔費をもって支弁する。
- 4 本規程は、昭和6 1年4月1日より改正施行する。但し、中・高等学校は昭和6 2年4月1日より改正施行する。

附 則

本規程は、平成1 9年4月1日より改正施行する。

(追手門学院小学校、大手前中・高等学校、中・高等学校合同のP T A規約廃止等に伴う改正)

附 則

この規程（内規）は、平成2 6年7月5日から施行する。